

# 令和5年4月泉南市農業委員会定例会

令和5年4月11日 午後1時30分  
あいびあ泉南 3階 研修室1

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

岩本 和男	戒野 繁	山本 芳男
角辻 健二		

## ・欠席委員

(推進委員) 西浦 賢二 吉積 弘行

事務局 それでは定刻を少し過ぎましたので、ただ今より令和5年4月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、森谷委員より遅刻の届出が出ております。定員14名の内1名欠員となっておりますので、出席委員については現在13名中12名出席で、過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、吉積委員、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は4名となっております。開会の前に4月1日に事務局職員の異動がありましたのでご報告させていただきます。

事務局 異動の報告・挨拶

事務局 それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしくお願ひします。

会長 皆さん、ご苦勞様でございます。春爛漫で、会議をしているのが惜し

会 長 いくらいの良い天気でございます。しかしながら、玉ねぎなどの収穫で毎日忙しく過ごされているかと思えます。本日の定例会でも様々な案件がございますので、長時間になるかと思えますが慎重審議の程よろしくお願いいたします。それではさっそくではございますが、本日は議案が5件、報告案件が3件でございます。

会 長 それではこれより議事に入ります。  
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、7番 伊藤委員、8番 池上委員をお願いいたします。  
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5年議案第10号「泉南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第10号について朗読する。事務局の方から議案第10号について説明させていただきます。

令和2年9月定例会にて本市農業委員会「農地利用最適化推進に関する指針」を制定したのですが、令和4年地域計画の達成に向けた取り組みにおいて本市指針の見直しが必要となり、上程する事となりました。追記部分については、議案書に赤字で記載しております。

第2の「具体的な目標と取組み方法」の中で、1の「遊休農地の発生防止と解消について」における（3）「遊休農地の発生防止・解消の評価方法」を追記させて頂きました。

内容につきましては、遊休農地発生防止と解消の進捗状況の割合を評価し、単年度の評価を公表するものです。つまりは、遊休農地の解消の進捗状況の割合を評価し、公表しなさいという法律が制定されたので、追記しております。

続きまして、2の「担い手への農地利用集積について」における（3）

事務局 「担い手への農地利用集積・集約化の評価方法」を追記させていただきました。

内容につきましては、先ほど同様に、農地利用の集積集約を評価し、単年度の評価を公表するものです。

続きまして、3の「新規参入の促進について」における(3)「新規参入の促進の評価方法について」を追記させていただきました。

内容につきましては、先ほど同様に、新規参入者の数による評価をし、単年度の評価を公表するものです。

今回の改正においては、1から3について評価方法を公表するという事です。改選後の9月定例会において指針の改正をする予定です。ですので、目標の数値については次回の改正で審議いたします。簡単ではありますが、説明は以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 我々は農業委員・推進委員として遊休農地の解消と新規参入者を何とかしようとやっています。遊休農地の解消として農地の貸借もやっていますが、今は大抵が、高齢化により農業ができないのでどうにもならず、無償でも借りてもらいたいという事で、昔で言う小作料を一切もらわず無償で貸借をしています。しかし、高齢になり耕作出来なくなった時に、せめて少額でも借地料をいただいでいかなければ、固定資産税や水利費、草が生えてくれば、草の管理費が必要になります。これは農地を所有している限り、一生払っていかなければなりません。農地の維持が難しくなれば、売ってしまう方が良いという事になります。国はこれから食料危機となった時に農地を守るためにどれだけの事を考えているのだろうかと思います。農地を守るのならば、国や府や市が借地料を補助すればよいのではと思っています。いかがでしょうか。農地を持っているが為に困るというこんな悲しい事はないです。

〇〇委員 私も父が早くに亡くなって、農業をやっていたので、子供の頃から同じように考えていました。こういう事を問題にせず担い手を探せとか、遊休農地を解消しろとか言っていますが、政府や、市でも考えてもらわないといけないと思っています。方針を示してもらいたいです。〇〇委員の意見は当然だと思います。

- 〇〇委員 農業で生計を立てるのが難しい上に、高齢になってさらに農地の維持が重荷になっているという状況はおかしいのではないかと思います。
- 〇〇委員 息子にも農地はいらないから処分しておいてくれと言われていました。起こるべくして起こった問題で、政府はだいぶ遅れていると思います。担い手の問題はどうしようもないです。
- 〇〇委員 自分の子供でもサラリーマンにさせた方が安定していて良いと思いますから。農業をしている我々がどうしてこんなに苦勞しないといけないのかと思います。
- 〇〇委員 農業者が高齢になり、耕作ができなくなって、米がとれなくなったら政府はどうするのでしょうか。
- 〇〇委員 ご意見はごもっともですが、今の議論は議案の審議からは少しずれていると思います。まずは議案について審議して、今の話は別枠で議論してはどうでしょうか。
- 〇〇委員 そうですね。ただ、こういった気持ちで皆がやっているという事です。
- 〇〇委員 これは原則に基づいていますので、一言一句に変更が必要なところは無いかと思います。ただ、指針に基づいて農業委員会が独自に方針を出さないといけない部分もあるかとは思いますが。しかし、まずは議案について議論されてはどうですか。
- 〇〇委員 〇〇委員がおっしゃった内容は府のほうで議論していただけたらと思います。遊休農地について大変困っている事は確かですから、会長から府に我々の意見としてあげてください。
- 〇〇委員 まだ無償だったら良いのですが、近頃の話では耕作料としてお金を支払えという事があるようです。
- 〇〇委員 聞いた事があります。というのも、年に最低4回程は鋤かないといけませんから、管理費がすごくかかりますので。
- 〇〇委員 価格については農協で決まっていると思います。価格については農協

〇〇委員 での検討になるかと思えます。所有している農地というのは財産ですので、財産管理については個人が判断していかないといけないと思えます。

〇〇委員 確かにそうです。ただ、私の考えとしては借賃を国、府、市が補助してくれれば農家は喜ぶだろうと思っています。

〇〇委員 4月から相続土地国庫帰属制度が施行されましたよね。これも10年間は何百万円かの管理料を払わないといけないという事ですから、そういうような状況で、補助金を出すというのは難しいのではと思えます。

会 長 個々に様々な意見があるかと思えますが、まず私が言いたいのは、各農業委員、推進委員さんがそれぞれの地元の農家さんの意見を聞く立場になりますので、地元でいま議論したような事を、農家を集めて話し合ってもらわないといけません。

会 長 議案からだいぶ逸れてしまいましたが、他に意見はございませんか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第10号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 それでは、令和5年議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第11号2件について朗読する。議案第11号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、2につきましては、〇〇委員よろしくお願ひし

事務局 ます。

〇〇委員 3月27日に事務局の方と現地確認に行つて参りました。現況は、No. 1の①番は玉ねぎを植えております。②番はべた鋤きの状態でございます。No. 2は玉ねぎを大部分植えておりまして、一番端に資材置場のような小さな小屋が建っている状態ですので、問題ないかと思ひます。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第11号について補足説明させていただきます。No. 1、2につきましては、生前贈与するものです。譲渡人は体調が思わしくなく、農地管理については農業経営基盤強化促進法による利用権設定にて農業塾第1期卒業生が営農されておりましたが、本市地区計画により大型量販店が出店される予定のため、利用権解除と共に、娘名義するものです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、議案第11号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和5年議案第12号1件について朗読する。議案第12号につつま

事務局 しては、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告して  
いただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告いたします。現場は先日まで平鋤きして綺麗だったのですが、最  
近、雨が多くて青い草が30cm位になっていますが、特に問題はないか  
と思います。

事務局 事務局の方から議案第12号について補足説明させていただきます。  
譲受人は、不動産賃貸業を営む法人であり、近隣病院の専用駐車場にす  
るために申請地を譲受け、露天駐車場に整備するものです。駐車台数は、  
乗用車16台を確保する予定です。地元水利組合には協議済みで同意も  
いただいております。

会長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委  
員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 現在の駐車場の代替え地とのことですか。

会長 よろしいですか。  
それでは質疑がないようですので、議案第12号は原案どおり承認し  
てご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第12号に賛成の方は挙手をお願い  
します。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号は原案のと  
おり許可することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18  
条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたしま  
す。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事務局 それでは議案書を朗読させていただきます。令和5年議案第13号2件について朗読する。議案第13号につきまして地区農業委員が退席しておりますので事務局より説明させていただきます。

No.1につきましては、平成30年4月から5年の利用権設定されておりました。設定人と良好な関係を保たれており、引き続き5年の利用権設定を行うものです。被設定人は、国版認定農業者で、主に青ネギを栽培しております。

No.2につきましては、被設定人・設定人は、親子です。被設定人は次男で、分家農家として営農を行うものです。設定人と同様に、主に青ネギの栽培を行います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、議案第13号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第13号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして、令和5年議案第14号「泉南市農業振興地域整備計画の変更について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。



事務局 令和5年議案第14号について朗読する。本件について、所管の農林水産係から内容説明をさせていただきます。

農林水産係 令和5年議案14号について議案書を基に説明する。

事務局 ありがとうございます。担当所管からの説明で諮問について、ご質問、ご意見をお願いします。

〇〇委員 昭和44年に法律が施行となっていますが、そこから一度も見直しをしていないのですか。

事務局 平成7年にしています。

〇〇委員 除外理由が駅前だからとなっていますが、駅があるのはもともとからですが。

〇〇委員 こちらの地域の件ですが、市街化区域・調整区域の線引きが昭和45年6月20日にされ、第1回見直しが昭和51年8月4日で、その際にも議論になったのですが、駅前が調整区域というもおかしい話ですが、当時の地主の営農意欲が高く、しかし固定資産税等の税の事をよく理解されていなかった事もあり、いろんな要因があって現在に至っているという事です。

会長 農用地の中にいくつか農用地でない農地がありますが、指定をするなら面で指定してもらわないと。

事務局 農用地指定には地主の承諾が必要ですので、1筆ずつの指定です。面では出来ません。しかし、解除については地主の承諾は必要ありません。

農林水産係 きちんと精査し、順次やっていきたいと思いますのでご了承ください。

会長 抜けのないようきちんとやっていってください。

〇〇委員 農業振興整備計画が出来て50年で、半世紀も経ったら村も、個人の考えも当時とまったく変わっていると思いますので、全体的な見直しで、方針だけは出すべきだと思います。先ほど〇〇委員がおっしゃった問題

〇〇委員 は実際にここに介在していると思います。所有地が農用地である為に、自分が耕作出来なくなったので、誰かに作ってもらわないといけない。50年経てば村の状況も、市の状況も変わってきていると思いますので、根本を見直して欲しいという思いは皆にあると思います。見直しにあたっては、各地区の話全体を集約して一番ベターな方法でやっていただきたいです。非農地だから見直すというだけではなく、全体を見て根本的な見直しをしていただきたいです。

農林水産係 大阪府からも見直しにあたっては地域の意見を聞いてという風に言われていますので。ただ、国からは農用地を減らすなという方針が出ていますので、調整しながら見直し出来るところは見直していかないといけないと思っております。また、農業委員さんからも意見を出していただいて、大阪府とも話を進めようかと思っております。今後「人・農地プラン」等の話し合いを予定しておりますので、並行して農用地の話も進めていけたらと思っております。

〇〇委員 農業振興地域と農用地の差はなんですか。

〇〇委員 調整区域内の農地は基本的に農業振興地域で、その中で補助事業を目的として指定しているのが農用地です。

事務局 農用地を外したからといって税金等は変わりません。

事務局 現在、ある企業から5haほど農地を貸してほしいという話が出ています。農用地を斡旋したいと考えておりますので、委員さんから地主の方に働きかけていただきたいです。農地を守るという農業委員会の立場から考えると、企業に耕作してもらえるのであれば、一団で貸せる状況で話をもっていけば良いかと考えています。すぐに農用地を外す事が出来ないのであれば企業に貸して、農地として利用してもらうという事です。一団で貸した場合、道がなければ企業が独自で作ると思います。農業委員さんから地主に働きかけていただいて、一団で貸してくれるというところがあれば、話を進めていくことは可能です。

会長 色々な意見が出ましたが、いかがでしょうか。

〇〇委員 今回の農用地に関しては外さないといけないでしょう。問題ないと思

〇〇委員 います。

会 長 他にご意見ございますか。それでは質疑がないようですので、議案第14号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第14号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第7号2件について朗読する。報告第7号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいないため、病院用地として転用するものです。

No. 2につきましては、No. 1の申請者の息子で、元農業委員を務めていただいた方です。当該農地も併せて病院用地として転用するものです。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第7号を終了します。

会 長 続きまして、令和5年報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定

会 長            による届出の確認について」を、議題といたします。  
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局            令和5年報告第8号4件について朗読する。報告第8号につきまして、  
事務局より補足説明させていただきます。

    No. 1につきましては、宅内に生産緑地対象地農地として指定されて  
おりました。指定日より30年経過により、生産緑地対象地の解除を  
行い宅地用地として転用するものです。

    No. 2につきましては、生産緑地対象地農地でありましたが、指定  
日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいないため、  
露天資材置場用地として転用するものです。

    No. 3・4につきましては、被設定人・設定人が親子で転用目的が  
同一ですので、併せて説明させていただきます。当該農地については、隣接  
された農地です。共同住宅を建設し、賃貸住宅用地として転用するもの  
です。以上です。

会 長            ありがとうございます。

    それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質  
問、ご意見ございますか。

会 長            No. 2につきまして推進委員さんどうですか。隣の家も含めての転  
用ですか。

〇〇委員            家もすでに壊しています。農機具の納屋は残しておくという話を聞いて  
いますが。詳しくはわかりません。

会 長            よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第8号を  
終了します。

会 長            続きまして、令和5年報告第9号「引き続き農業経営を行っている旨  
の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項  
の説明をお願いします。

事 務 局            令和5年報告第9号2件について朗読する。報告第9号につきまして  
事務局より作付け状況を報告させていただきます。

    No. 1につきましては、①の農地は、季節野菜の栽培を行ってお

- 事務局           り、②、③、④、⑤番の農地は、水稻跡でした。  
                  No. 2につきましては、①、④、⑤、⑥番の農地は、水稻跡を行っ  
                  ており、②、③番の農地は、青ネギの栽培を行っており、⑦、⑧番の農  
                  地は、季節野菜の栽培でした。以上です。
- 会 長            ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の  
                  事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長            よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
                  特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終了します。
- 会 長            以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
                  ありがとうございます。
- 職務代理        どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして4月  
                  定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。  
                  次回の定例会につきましては、5月9日（火）場所は、市役所別館1  
                  階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後3時06分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年4月泉南市農業委員会定例会議

令和    年    月    日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_